

# 津市多気北畠氏遺跡調査指導委員会設置要綱

平成18年7月1日

改正 平成20年7月30日

(設置)

第1条 多気北畠氏遺跡の調査、保存等に係る事業の円滑な推進を図るため、津市多気北畠氏遺跡調査指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う多気北畠氏遺跡の調査、保存等の事業に関し調査方法等の助言等を行うものとする。

(構成)

第3条 委員会は、10人以内で構成する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育長が必要と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別調査委員会)

第7条 第2条に規定する所掌事項のうち、特別な事項を調査研究するため、

必要に応じて特別調査委員会を置くことができる。

2 特別調査委員会は、委員5人以内で構成する。

3 特別調査委員会の委員の任期は、当該事項の調査研究が終了したときまでとする。

4 第5条及び前条の規定は、特別調査委員会について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月30日)

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。